

北海道室蘭東翔高等学校 「いじめ防止基本方針」

法や国の基本方針、道の条例や基本方針を踏まえ、全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合い、安心して学習やその他の活動が出来る学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進する。

1 いじめ対策委員会

構成 教頭、○生徒指導部長、年次生徒指導担当、年次主任、当該担任・部局顧問、教育相談担当、養護教諭

役割 (1) 未然防止（いじめを許さない環境づくり）
(2) 早期発見（相談・通報窓口、各種調査の企画・立案・実施）
(3) 事案対処（事実確認、いじめの認知・解消判断、対応方針の決定）
(4) 教職員の対応力の向上（校内研修会等の企画・立案・実施）
(5) 外部関係機関（警察・児童相談員・スクールカウンセラー等）との連携

2 いじめの定義

条例第2条いじめの規定から、次の要件が満たされている場合は、いじめとして対応する。

- 1 一定の人的関係にあること（学校外の活動なども含めて）
- 2 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものも含めて）
- 3 行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じていること

※ インターネットを通じた誹謗中傷などは、本人が気付かず、心身の苦痛を感じていない場合でも、いじめと同様の対応をする。

3 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 いじめの未然防止

- (1) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (2) 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを進める。
- (3) 配慮を必要とする生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- (4) 家庭や地域と連携し、学校の教育活動全体を通じて、豊かな情操や社会性、規範意識、生徒の人間関係を形成する力の育成ほか、自己有用感や自己肯定感の向上を図る。
- (5) 生徒が自主的に行う生徒会活動などにおいて、生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。

5 いじめの早期発見

- (1) いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- (2) 日頃から生徒とのふれ合いや、生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、生徒への定期的なアンケート調査や個人面談、チェックリストの実施等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

6 いじめの事案対処

いじめの相談・通報を受けたり、いじめと疑われる事案を発見した場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応するため、次のとおり対応する。

- (1) 相談・通報を受けたり、いじめが疑われる事案を発見した教職員は、現段階の情報（いつ、どこで、誰が、どのように等）を記録し、いじめ対策委員会（教頭）に報告。
- (2) いじめ対策委員会を開催し、事案について共有するとともに、必要に応じて事情を聴取するなどした上で、対処案（被害生徒へのケア、加害生徒への指導・支援、保護者対応の内容や担当者等）を検討し、校長に報告する。
- (3) 対処案について校長決裁を受けた後、組織的に対応する。

7 「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しの取組

生徒や保護者、地域住民（学校評議員等）から意見を取り入れるために、学校評価等でのアンケートを実施し、その内容を元に、見直しを図るものとする。

<具体的方策>

- (1) ①学校行事・生徒会行事などを活用し、いじめ防止の訴えを行う。
②授業や部活動において人間関係のあり方など具体的な指導を推進する。
- (2) ①定期的ないじめ調査を行う。（年2回、6月・11月）
ネットパトロールの定期的な実施を行う。
②担任を中心とした面談週間の設置及び個人面談の促進を進める。
③教育相談室、保健室の活用を推進する。
- (3) ①速やかな情報収集とともに、対象となった生徒への配慮に努める。
②正確な実態把握をもとに指導・支援体制を構築する。
③保護者との連携を図り、事態の完全な収拾に努める。
- (4) ①問題が起こった原因の究明を図り、再発防止の資料とする。
②定期観察や面談を行う。結果を基に計画の修正を行う。

いじめの組織的対応の流れ

1 情報の収集（各教職員が随時） → いじめ対策委員会へ

- ①生徒の些細な変化に気がつくこと（いつもと違う表情，人間関係の変化など）
- ②気付いた情報を確実に共有する（副担任，教科担任や部活動顧問など）
- ③速やかに対応する（個人面談，相談）

<いじめが発覚>

2 指導・支援体制の編成（教頭・生徒指導部長・年次主任で検討）

- ①重大事態かどうかの判断 重大な事態 → 教育局へ連絡（第28条）
- ②必要な関係機関への相談 窓口（教頭）の一本化，報道対応も含む
- ③いじめ対策委員会の編成・・・状況により編成を調整する
- ④対応策（原案作成）
- ⑤職員共通理解（職員会議にて）

3 指導・支援（各関係教職員）

- ①生徒への指導・支援を行う
 - ・いじめられた生徒への支援（居場所・仲間等）
 - ・いじめた生徒への指導（いじめ行為の自覚と行為の責任を自覚させる）
 - ・周囲の生徒への指導・支援（自分の問題として捉える，止める勇気を持たせる）
- ②保護者との連携（即日）
 - ・関係生徒の家庭訪問（加害・被害とも）し，事実関係の連絡と今後の学校との連絡方法について話し合う（必ず複数の教諭で対応）

4 再発防止

- ①原因の追求と再発防止の対策検討・・・いじめ対策委員会原案作成
- ②定期観察及び面談・・・各教諭
- ③指導計画や方針の見直し・・・いじめ対策委員会